

第 17 回 鹿児島地区合併協議会

会 議 録

期日：平成 16 年 7 月 28 日（水）

場所：かごしま市民福祉プラザ 5 階 大会議室

平成16年7月28日午後3時開会

開 会

○柿元事務局次長 定刻となりましたので、ただいまから第17回鹿児島地区合併協議会を開催させていただきます。

まず初めに、本日の会議資料につきまして確認をお願いいたします。

本日お手元にお配りしている資料でございますが、本日付けの「鹿児島地区合併協議会名簿」でございます。

また、事前に送付させていただいております本日の会議資料でございますが、「第17回鹿児島地区合併協議会会議次第」、「合併施行までのスケジュール(案)」という表題の資料、A4横の資料で赤色の表紙となっております資料1「事務事業調整報告資料」、同じくA4横の資料で黄色の表紙となっております資料2「事務事業調整報告附属資料」、同じくA4横の資料3「行政制度等の調整方針(参考)」でございます。

おそろいでしょうか。

本日の会議につきましては、お手元の会議次第に基づいて進めさせていただきます。

会長あいさつ

○柿元事務局次長 それでは、開会に当たりまして、鹿児島地区合併協議会会長であります鹿児島市の赤崎市長があいさつを申し上げます。

なお、会長には、あいさつの後、議長として議事を進めていただきます。

よろしく申し上げます。

○赤崎会長 皆様方、改めましてこんにちは。

第17回鹿児島地区合併協議会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

ことしの夏は殊のほか暑さが厳しいようでございますが、皆様方におかれましては、この暑さの中を、そしてまたそれぞれご多忙のところをご出席賜りまして心から感謝申し上げます。

さて、当鹿児島地区の合併につきましては、協議会委員の皆様方をはじめ、それぞれの議会、そして住民の皆様方の真摯な取り組みによりまして、極めて順調に進められてきておりますことに心からの感謝を申し上げたいと存じます。

また、私ども鹿児島地区の廃置分合の手続きにつきましては、県議会の議決を受けまし

て、知事の決定がなされ、去る6月28日に1市5町の首長がそろって知事を訪問し、この決定通知を受け取ったところでございます。

その後、6月29日に県から国へ届け出がなされまして、7月16日付で総務大臣の告示がなされ、合併に関する法的な手続きにつきましても滞りなく進められたところでございます。

この総務大臣の告示によりまして、当鹿児島地区の合併が法的な効力を持つことになるわけでございますが、我々鹿児島地区におきましては、今後もこれまで同様、1市5町がさらに気持ちを一つにして、現在、取り組んでおります具体的な合併準備作業を間違いなく進めていかなければならないと存じます。

そして、11月1日には、新生鹿児島市が力強い第一歩を踏み出さなければならないと、そのように考えております。

委員の皆様方には、これまで同様、大変ご苦勞をおかけすることになろうと思っておりますが、今後ともご協力をよろしくお願いを申し上げたいと存じます。

以上、大変簡単ではありますが、開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

報 告

(1) 国・県における合併手続きの進捗状況について

○赤崎議長 それでは、早速でございますが、協議会の会議を進めてまいりたいと存じます。

まず最初に、会議次第3の報告に入ります。

(1) 国・県における合併手続きの進捗状況について、事務局の方からご報告を申し上げます。

○黒木事務局長 それではご説明させていただきます。

国・県における合併手続きの進捗状況についてということで、資料番号をつけておりませんが、「合併施行までのスケジュール(案)」という表題をつけた資料でご説明を申し上げます。

前回の第16回合併協議会以降の国・県の動きでございますが、6月の「国・県」の欄に記載しておりますように、6月2日に県議会へ廃置分合議案が提案され、6月18日に

議決をされております。これを受けまして6月28日に県知事が決定し、翌29日には国への届出がなされております。

また、7月16日に総務大臣の告示がなされまして、鹿児島地区1市5町の合併の効力が発生しております。

その資料の2ページをごらんいただきたいと思いますが、鹿児島県知事の決定書、そして3ページに官報の写しをお示ししてございますので、お目通しいただきたいと存じます。

以上でございます。

○赤崎議長 ただいま事務局の方から、国・県における合併手続きの進捗状況についてご説明を申し上げましたが、何かご意見なりご質問等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、特になければ、ただいまもご説明申し上げましたように、総務大臣の告示が行われ、国・県における合併手続きにつきましてはすべて終了しておりますので、以上ご承知おきを願いたいと存じます。

(2) 事務事業の具体的な調整内容について

公園について [(21) 建設関係事業(公の施設)]

市営及び町営住宅について(公営住宅) [(21) 建設関係事業(公の施設)]

市営及び町営住宅について(特定公共賃貸住宅) [(21) 建設関係事業(公の施設)]

市営及び町営住宅について(若者いきいき住宅) [(21) 建設関係事業(公の施設)]

消防水利整備事務事業について [(22) 消防関係事業]

兄弟都市等との交流(国内)について [(34) 姉妹都市等、国際・国内交流事業]

本岳消防コミュニティセンターについて [(36) 防災・防犯関係事業]

集会所(自治公民館)用地の貸付について [(37) コミュニティ関係事業]

自動交付機の設置について [(38) 住民サービス窓口業務]

個人市（町）民税について〔（１４）地方税の取扱い〕

（４０）まちづくり推進組織の取扱いについて

○赤崎議長 それでは、続きまして、「（２）事務事業の具体的な調整内容について」に入ります。

まず、「協定項目（２１）建設関係事業（公の施設）」の「公園について」から、「協定項目（４０）まちづくり推進組織の取扱いについて」までの１１件について、一括して事務局の方からご説明申し上げます。

○黒木事務局長 本日は、協議会にご報告することといたしております５６項目のうち、現在までに調整が整いました１０項目と、地方税法の改正に伴う個人市（町）民税の均等割税率の取扱いについての計１１件についてご報告させていただきます。

それでは、順次ご説明いたします。

赤い表紙の資料１をごらんいただきたいと存じます。

資料１の１ページをお開きください。

まず、「協定項目（２１）建設関係事業（公の施設）」の事務事業名「公園」でございますが、合併協議会で確認した調整方針では、「管理運営については、鹿児島市の制度に統合することを基本に合併時までに調整する」とことといたしておりました。

具体的な調整内容といたしましては、「５町の公園については、現地調査を実施し、公園施設、境界杭などの確認を行い、合併時に鹿児島市の公園として引き継ぐものとする。都市公園の管理運営については、鹿児島市公園条例により行うものとする。また、都市計画区域外に位置する桜島町の２つの公園の管理運営については、その設置及び管理に関する条例を制定し、行うものとする」というふうにいたしております。

次に、「協定項目（２１）建設関係事業（公の施設）」の「市営及び町営住宅」でございますが、これにつきましては３項目ございます。

１つ目の「公営住宅」及び２つ目の「特定公共賃貸住宅」の管理運営につきましては、鹿児島市のそれぞれの制度に統合するものといたします。

３つ目の桜島町の「若者いきいき住宅」につきましては、「鹿児島市の公営住宅の制度に準じて取り扱う」とものといたしますが、「公営住宅法に基づく官公署等への収入状況の請求等に関する規定は除く」とことといたしております。

次に、「協定項目（２２）消防関係事業」の「消防水利整備事務事業」でございますが、合併協議会で確認した調整方針は、「負担金等については、合併時に鹿児島市の制度に統

合し、消火栓の設置、維持等の事務は必要な調整をする。ただし、借地については当分の間現行どおりとする」というふうにいたしておりましたが、この消火栓につきましては、具体的な調整内容として、「新たに設置する消火栓の設置場所の決定については、水道局と消防局が相互に連携して行い、消火栓の設置、維持等については水道局が行う。また、鹿児島市と5町は消火栓の接続部の規格が異なっているので、合併時までに必要な接続金具を整備する」とことといたしております。

次に、「協定項目(34)姉妹都市等、国際・国内交流事業」の「兄弟都市等との交流(国内)」分でございますが、これにつきましては、吉田町の全国吉田町交流事業及び喜入町と沖縄県与那城町の交流がございます。各町協議の結果、「交流の目的はほぼ達成されたとして終了することで合意しており、それぞれの盟約関係は合併する前日限りで効力を失うものとする」というふうになっております。

2ページをお開きいただきたいと思います。

「協定項目(36)防災・防犯関係事業」の「本岳消防コミュニティセンター」でございますが、具体的な調整内容としては、郡山町にあります「本岳消防コミュニティセンターについては、合併後は避難施設として管理運営する」とことといたしております。なお、これまで地域住民の消防防災活動の拠点として活用されておりますが、合併後も同様に対応できるようにまいります。

次に、「協定項目(37)コミュニティ関係事業」の「集会所(自治公民館)用地の貸付」でございますが、「吉田町、喜入町及び松元町の無償貸付分については、現行どおり無償貸付とする。松元町の有償貸付分については、17年度から鹿児島市の算定方式により貸付料を算定する」とことといたしております。

次に、「協定項目(38)住民サービス窓口業務」の「自動交付機」でございますが、吉田町の自動交付機で交付する税証明の種類等については、「合併時まで調整するものとする」というふうにいたしておりましたが、具体的な調整内容といたしましては、「税証明の種類等については、合併時から所得額証明及び課税額証明とし、証明発行年度は現年度分のみ」といたします。

次に、「協定項目(14)地方税の取扱い」でございますが、合併協議会で確認されました調整方針は、個人市(町)民税の均等割税率については、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定を適用して「合併年度及びこれに続く2か年度に限り不均一課税する」という経過措置を設けておりました。具体的な調整内容でございますが、「個

人市（町）民税の均等割税率については、地方税法の改正に伴い、平成16年4月1日から1市5町間で同額となったことにより、不均一課税は実施しない」というふうにいたしております。

次に、「協定項目（40）まちづくり推進組織の取扱い」でございますが、これにつきましては、黄色い表紙の資料2をごらんいただきたいと思います。

資料2の2ページをごらんいただきたいと思います。

まちづくり推進組織につきましては、合併協議会におきまして、ここにお示しいたしております「概要図」をごらんいただきながら協議をいただきました。

そして、調整方針では、下の方に書いてございますが、「1市5町の合併後のまちづくり等の推進に関して協議する組織については、地域まちづくり会議（仮称）及びかごしままちづくり会議（仮称）を設置することとし、具体的なことについては、合併時までに1市5町の長が別に協議するものとする」というふうにいたしておりました。

恐れ入ります。1ページにお戻りいただきたいと思います。

この具体的な調整内容でございますが、まず、左側の「地域まちづくり会議（仮称）」につきましてご説明いたします。

地域まちづくり会議は、合併後に、旧5町の地域にそれぞれ設置し、各地域のまちづくりを協議していただく会議でございます。

組織体制といたしましては、それぞれ15人以内の委員として、「（1）住民自治組織から選出された者、（2）各種団体等から選出された者、（3）学識経験を有する者」の中から、各地域の実情に応じて構成していただくことといたしております。

次に所掌事務でございますが、これは合併協議会で説明いたしました事項を整理いたしまして、「当該地域のまちづくりに関すること。当該地域において行われる事務事業に関すること。新市まちづくり計画に関すること」というふうにいたしております。

次に設置時期でございますが、合併後速やかな設置ということで、支所の体制等が軌道に乗り出します平成17年1月1日を予定いたしております。

そして会議でございますが、1年度に5回以内の開催を予定いたしております。

次に、右側の「かごしままちづくり会議（仮称）」でございますが、これは、新市全体のまちづくりを協議する会議として設置するものでございます。

組織体制といたしましては、「（1）地域まちづくり会議から選出された者」として、各地域から1人の計5人、「（2）各種団体等から選出された者4人、（3）学識経験を

有する者2人、(4)公募により選任された者2人、(5)市の関係者2人」の合計で15人以内といたしております。

次に、所掌事務でございますが、こちらも合併協議会で説明した事項を整理いたしまして、「新市のまちづくりに関すること。地域まちづくり会議からの意見・提言に関すること。新市まちづくり計画に関すること」というふうにいたしております。

次に設置時期でございますが、地域まちづくり会議と同様、平成17年1月1日を予定いたしております。会議につきましても同様に、1年度に5回以内の開催を予定いたしております。

お手元に資料3ということでお配りしております。これは、これまでの合併協議会において確認された調整方針でございます。今回報告いたしました項目の関係部分でございますので、お目通しをお願いいたしたいと存じます。

以上でございます。

○赤崎議長 ただいま事務局の方から、11件の報告事項について一括してご説明を申し上げましたが、この11件について何かご意見なり、あるいはご質問等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

○追立委員 1点だけお伺いいたします。

まちづくり推進組織の取扱いについてなんですが、これは、平成17年1月1日ということで、一度合併した後にスタートということ。それを見ると、具体的な事業計画として、平成15年11月18日付の市町村建設計画のA判定、B判定、C判定を新たにあげるのか、それとも課題としたものを含むのか、このところを説明願えればありがたいと思います。

○黒木事務局長 この地域まちづくり会議の中では、そこにお示ししておりますように、まちづくり計画についてということ所掌事務といたしております。合併協議会で確認いただきましたこのまちづくり計画の進捗状況、執行状況等についてご協議をいただく。そして、合併後の地域のまちづくりについてまず協議をしていただくということでございます。

○追立委員 再度、確認の意味でお尋ねしておきますが、私ども喜入町は、喜入町独自の事業計画をやっている中で、やはり鹿児島市と打ち合わせの中でC判定になったところがあります。これは国・県、単独事業とか、それから鹿児島市、喜入町もなんですが、そ

このところで、まだ先々の計画であるからCになったというのがあるものですから、現状のままですと、持ち直してくる事業としては非常に厳しいのかなという判断はしているんですが、なお、地域で必要であるというものがあれば、このまちづくり推進組織の中から提案という形で検討できるのかどうかだけ。

○黒木事務局長 いまA判定、B判定、C判定というお話がございました。地域のまちづくりにおきましては、合併後にどういった事業を進めていくべきなのか、いったらいいのか、あるいは財源のこともあろうと思います。そういったことを含めまして協議をいただく場でございます、まちづくり計画の中での経過というよりは、今後のまちづくりを語っていただくものだ、というふうに思っております。

○赤崎議長 いま追立さんの質問は、喜入の中で海水浴場とか港の関係とかいろいろなのがあって、県の計画がまだ固まっていないからということで、喜入としては大事な事業かもしれないが、県の計画、国の計画等がまとまっていないので、Cのランク付けをしておこうとこうなっている。それをそのまま固定した考えでみると、一方のその前提が変わってきた場合にもそのままの状態で置かれてしまう。それについてどういうふうに考えるのかということ、そういう質問ですよ。

そういうことでしょうか。

○追立委員 はい。

○黒木事務局長 大変失礼いたしました。いま会長からもありましたようにC判定とした理由がそういうことで、国・県の事情ということであるようでございます。そういった事情が解決されれば、そういった状況を見ながらまた協議をしていくということになるかと思えます。

○赤崎議長 よろしゅうございますか。

○追立委員 はい。

○赤崎議長 ほかの委員の皆様はいかがでしょう。

よろしいでしょうか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

お聞きのとおり「協定項目(21)建設関係事業(公の施設)」の「公園について」から、「協定項目(40)まちづくり推進組織の取扱いについて」まで、11件についてご報告申し上げましたが、これらについては、先ほどご報告申し上げたとおり、それぞ

れ具体的な調整が行われておりますので、以上ご承知を願いたいと存じますが、よろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、以上、会議次第3の報告につきましては終わらせていただきます。

その他

次回の開催について

○赤崎議長 次に、会議次第の4、その他に入ります。

まず最初に、次回の開催について、事務局の方からご説明申し上げます。

○黒木事務局長 次回の第18回合併協議会につきましては、8月の下旬の開催で調整を行っているところでございまして、申し訳ございませんが、本日は具体的な日程をお知らせできない状況にございますので、ご理解いただきたいと思います。

次回の合併協議会の開催日時、場所につきましては、可能な限り早く詰めまして、速やかに決定してまいりたいと考えております。

また、開催日時等が決定いたしましたならば、委員の皆様には速やかにお知らせしたいと考えておりますので、その際の日程調整等よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○赤崎議長 次回の開催日程について、ただいま事務局の方からご説明申し上げたとおりでございます。

開催の日時等につきましては、できるだけ早く決定して、皆様方の方にもできるだけ早く連絡させていただきますので、ひとつよろしくお願ひ申し上げます。

めどとしては、8月下旬をめどにしているということでございますので、その際はぜひひとつ万障繰り合わせてご出席を賜るようお願い申し上げます。

事務局は以上ですか。

○黒木事務局長 はい。

○赤崎議長 委員の皆様方、その他で何かございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

[「なし」という者あり]

閉 会

○赤崎議長 それでは、特になければ、以上、本日予定をいたしました会議の案件につきましては、すべて終わらせていただきたいと思います。

ご協力を賜りましたことに心から感謝申し上げます。大変ありがとうございました。

○柿元事務局次長 以上をもちまして、第17回鹿児島地区合併協議会を終了いたします。

午後3時25分閉会